



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料  
平成26年7月17日(木)  
問い合わせ先：指導2課  
担当：藤田・太田  
電話：829-1668  
内線：4071  
問い合わせ先：青少年育成課  
担当：緒方  
電話：829-1716  
内線：2853

「さいたま市いじめ防止対策推進条例」を制定しました

平成26年7月9日公布

市を挙げて、一層いじめの防止等に取り組む本市の強い意志を示し、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう努め、本市の児童生徒が安心して過ごすことができるよう「さいたま市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

また、条例に基づき、「さいたま市いじめ防止基本方針」を策定します。条例に基づく基本方針の策定は、政令指定都市の中で2番目です。

条例の特徴は、児童生徒の役割を位置づけ、学校の主役である児童生徒自身による主体的な取組を明記したことなど、下記のとおりです。

記

1 市の責務の明確化

(1) 第3条

- いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。
  - いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体と連携し、児童生徒の健全育成に努める。
  - いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じる。
- 等

(2) 第9条

- 市長部局に、さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ります。

(3) 第10条

- 教育委員会に、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行います。

## 2 児童生徒の役割の明確化

### (1) 第6条

- いじめを行ってはならない。
- 互いの人格を尊重するよう努める。
- いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努める。

### (2) さいたま市子ども会議

- 中学校区を代表し、中学生が一堂に会して協議し、「いじめ撲滅！さいたま宣言（仮称）」を採択します。

### (3) いじめ防止シンポジウム

- 各学校や中学校区での取組や「さいたま市子ども会議」からの提言をもとに、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考えます。

## 3 基本方針の策定

### (1) 第8条

- 市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例第8条に基づき、さいたま市いじめの防止基本方針を策定します。市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体が、それぞれの立場で、何をすればよいかをより具体的に分かりやすく示します。

### (2) パブリックコメントの実施

- 平成26年7月9日（水）～8月8日（金）